

市外在住でも消防団に入団できるの？

12月14日から尾道市消防団条例が改正され、市外在住でも通勤・通学していれば尾道市消防団に入団できるようになります。現在も特例として市外在住者が入団している分団もあります。今回は、該当する若手の4人にお話を伺いました。

皆さん、日中は尾道市内の株式会社カタオカに勤務し、いりこなど海産物加工品の製造業務に携わる一方で、会社のある山波分団に入団しました。きっかけになったのは、4人とも会社の先輩に誘われて。それぞれ入社間もなくで、消防団の活動について詳しくは知りませんでした。働いている尾道への愛着もあり入団を決意したそうです。

消防団としては、月1回程度の器具点検や訓練などを行い、豪雨災害時も出動しました。他の団員とも和気あいあいとしていて、尾道での新しい人間関係も出来て充実しているそうです。



▲取材協力：株式会社カタオカ



中本さんは大阪府出身。▶



▲左から、中本さん、宮川さん、丹羽さん、石井さん。

活動のやりがいを感じる瞬間は4人ともさまざまですが中でも入団歴の長い中本さんは、消防団での活動が自分の考えを変えるきっかけになったと話します。

「昨年の西日本豪雨で被災した地域の手助けをしたいと思い、団とは別に個人でボランティアに参加しました。入団以前の自分なら想像できないことでしたが、消防団のおかげで救助活動が身近になったので参加してみようと思えました。見知らぬ人からおつかれさま、ありがとうと言われて嬉しかったですね。」とはにかんでいました。

後輩の3人も中本さんに絶大な信頼を置いていて、誘ってもらって感謝しているそうです。地域のための活動、皆さんありがとうございます。

もっと知りたい！消防団

1 消防団員の人たちは、主にどんなことをしているんですか？

A 「自分たちのまちは自分たちで守る」ために行動しています。災害発生時には現場へ出動し、消防活動や災害時の避難誘導・広報活動や行方不明者捜索等も行うほか、平常時にも、災害に備えて水防・放水訓練などの訓練を行っています。

2 入団にあたり、準備しなくてはならないものはありますか？

A 制服や靴などは貸与されますので、購入したりするものではありません。また、消防団員は非常勤・特別職の地方公務員です。災害活動や訓練のときにけがをした場合には公務災害として補償されるほか、一定期間以上在職した場合には退職報償金も支払われます。

あなたの力を求めています！

消防団では、入団者を随時募集しています。12月14日から市外在住者でも、尾道市内に勤務していれば消防団に入団できるようになります。身近な地域のために、あなたの力を貸していませんか。

☑ 18～60歳で市内に在住か、勤務している人

☑ 地元消防団か、消防局警防課

☑ 消防局警防課

(☎0848-55-9122)



一緒に尾道を守りましょう！

平成30年度 個人情報保護と情報公開の運用状況

個人情報保護制度

この制度は、個人情報を適正に取り扱い、個人情報を保護することによって、基本的人権を守ることを目的として運用しています。

個人情報ファイル届出の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報の保管に当たり、新たに個人情報ファイルを作成又は変更しようとするときは、市長に届け出ることとしています。

実施機関	件数	実施機関	件数	実施機関	件数
市長	1,650	公平委員会	2	病院事業	488
教育委員会	366	農業委員会	66	消防長	83
選挙管理委員会	33	固定資産評価審査委員会	1	議会	13
監査委員	3	水道事業	37	公立大学法人尾道市立大学	61
合計					2,803

平成31年3月31日現在

目的外利用等の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が保有個人情報を本来の目的以外に利用すること（目的外利用）及び実施機関以外に提供すること（外部提供）を原則的に禁止しています。ただし、本人の同意がある場合、法令の定めがある場合や公務執行上の理由により審議会の意見を聴いて市長が定めた場合は、行うことができることとしています。

単位：件

目的外利用	外部提供
305	52

開示請求と決定の状況

尾道市個人情報保護条例では、市民の皆さんに、自分に関する情報の流れをコントロールする権利を保障するため、自分に関する情報の「開示・訂正・削除・中止」の請求権を定めています。また、個人情報の取扱いに関する苦情の申出や請求に係る決定に対する不服申立ての権利を保障しています。

単位：件

請求件数	全部開示	一部開示	不存在	取下げ	却下
49	35	10	4	0	0

訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

情報公開制度

この制度は、市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を一層推進することを目的としています。

公開の請求ができる人

- ① 市内に住所がある人
- ② 市内に事務所などがある法人や団体
- ③ 市内にある事務所などに勤務する人
- ④ 市内にある学校に通学する人
- ⑤ 市に対して納税義務のある人
- ⑥ 市が行う事務事業に利害関係のある人
(利害関係事項に関する公文書に限ります。)

請求の手続

公開の請求は、閲覧等したい公文書を保有している課の窓口で請求書を提出していただくことにより行います。

公開できない情報

公文書は公開を原則としていますが、①法令等により公開できないもの②個人情報③法人等情報④公共の安全の確保等に関する情報⑤意思形成過程等にある情報⑥事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報⑦国等に関する情報で事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報などが記録されている公文書は公開できないことがあります。

公開請求等と決定の状況

単位：件

区分	公開請求等		区分	決定の状況	
	公開請求 (義務的公開)	公開申出 (任意的公開)		公開請求 (義務的公開)	公開申出 (任意的公開)
請求件数	42	29	非公開	0	2
公文書件数	94	86	不存在	0	2
公開	79	24	存否応答拒否	0	0
部分公開	15	58	取下げ	0	0

情報コーナー

市役所本庁1階ロビーに情報コーナーを設けています。尾道市例規集、市議会の本会議会議録・委員会会議録、予算書・決算書、市の総合計画などの各種計画書、統計おのみち等の統計資料、パンフレット等の市政に関する資料を備え、テーブルで自由に閲覧できます。

☎総務課 (☎0848-38-9333)